

浦幌町防災用品購入費用補助金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱における補助金の交付については、浦幌町補助金等交付規則（平成13年浦幌町規則第20号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、個人や事業者が購入する防災用品の費用に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、地域における防災力の向上及び防災意識の高揚と定着を図ることを目的とする。

(補助の対象となる防災用品)

第3条 補助の対象となる防災用品（以下「補助対象防災用品」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 非常食・飲料水（保存期間が5年以上のもの）
- (2) 毛布、アルミブランケット、寝袋、携帯トイレ、ヘルメット、携帯ラジオ、懐中電灯、ランタン等
- (3) 前各号のいずれかを含む防災セット（非常持出袋・緊急避難セット）

(補助対象者)

第4条 補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、第15条に規定する指定店で、補助対象防災用品を購入したものとする。

- (1) 町内に在住する世帯
 - (2) 町内に事務所若しくは事業所を有する個人事業主又は法人
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定による補助金の交付を受け、当該交付を受けた年度の末日から3年を経過していない者を除く。ただし、大規模な災害が発生し、購入した防災用品を使用した場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象防災用品の購入に要する経費の2分の1の額（1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とし、上限額を以下のとおりとする。

- (1) 第4条第1項第1号に該当する者 10,000円
- (2) 第4条第1項第2号に該当する者 50,000円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浦幌町防災用品購入費用補助金交付申請書（第1号様式）により町長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、申請に係る審査の結果を浦幌町防災用品購入費用補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、同条の通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付されていた条件に異議があるときは、同条の決定通知書を受けた日から起算して30日以内に浦幌町防災用品購入費用補

助金交付申請取下書（第3号様式）により町長に申請しなければならない。

（内容の変更、中止又は廃止）

第9条 交付決定者は、補助金の交付決定の内容を変更、中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ浦幌町防災用品購入費用補助金変更・中止（廃止）申請書（第4号様式）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、交付決定者から前項の申請があったときは、その内容を審査し、申請に係る審査の結果を浦幌町防災用品購入費用補助金変更・中止（廃止）承認通知書（第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象防災用品を購入した日から起算して30日以内、又は、補助金交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、浦幌町防災用品購入費用補助金実績報告書（第6号様式）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、その日が浦幌町の休日を定める条例（平成29年浦幌町条例第1号）に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日までとする。

（1） 補助対象防災用品の購入に係る契約書、納品書又は受領書の写し

（2） 補助対象防災用品の写真

（3） その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、浦幌町防災用品購入費用補助金確定額通知書（第7号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第12条 町長は、第10条の規定による実績報告書を受けた場合において、当該報告に係る内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置をとるよう交付決定者に指示することができる。

（補助金の請求等）

第13条 交付決定者は、前条の通知を受けた場合において補助金の交付を請求しようとするときは、別に定める日までに、浦幌町防災用品購入費用補助金請求書（第8号様式）により、町長に対し補助金の請求を行わなければならない。

2 町長は、前項に規定する補助金の交付の請求があった場合、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定を取消し、既に交付した補助金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1） 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（指定店）

第15条 指定店は、町内に所在する販売店で、町長があらかじめ承認したものとする。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、浦幌町防災用品販売指定店承認申請書（第9号様式）を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、申請に係る審査の結果を浦幌町防災用品販売指定店承認決定通知書（第10号様式）により申請者に通知する。
- 4 前項の承認書の記載内容に変更が生じたときは、第2項及び前項の規定を準用する。
（申請等の委任）

第16条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる事務を指定店に委任することができる。

- (1) 補助金の交付の申請に関すること。
 - (2) 申請の取下げに関すること。
 - (3) 補助事業の変更等に関すること。
 - (4) 実績報告に関すること。
 - (5) 補助金の請求に関すること。
 - (6) 補助金の受領に関すること。
- 2 前項の規定により委任を受けた指定店が前項各号に定める事務を行うときは、それぞれ、第6条から第13条の規定を準用するものとし、浦幌町防災用品購入費用補助金交付申請書（指定店用）（第11号様式。以下「申請書（指定店用）」という。）、浦幌町防災用品購入費用補助金交付決定通知書（指定店用）（第12号様式）、浦幌町防災用品購入費用補助金交付申請取下書（指定店用）（第13号様式）、浦幌町防災用品購入費用補助金変更・中止（廃止）申請書（指定店用）（第14号様式）、浦幌町防災用品購入費用補助金変更・中止（廃止）承認通知書（指定店用）（第15号様式）、浦幌町防災用品購入費用補助金実績報告書（指定店用）（第16号様式）、浦幌町防災用品購入費用補助金確定額通知書（指定店）（第17号様式）及び浦幌町防災用品購入費用補助金請求書（指定店用）（第18号様式）により行うものとする。
- 3 第1項の規定による事務の委任を受けた指定店は、委任状（第19号様式）を申請書（指定店用）に添付して町長に提出しなければならない。
（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第15条の規定は、公布の日から施行する。